様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　　 2024年　10月　4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　いー・あんど・えむかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　　イー・アンド・エム株式会社  （ふりがな）　たきざわ　じろう  （法人の場合）代表者の氏名　　滝沢　次郎  住所　〒102-0083　東京都千代田区麹町３丁目１番地１  麹町３１１ビル  法人番号　1010001010847  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXの取り組み」 | | 公表日 | 2024年 9月 20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | イー・アンド・エム株式会社 ホームページ https://www.eandm.co.jp/dx-vision  記載箇所：＜代表メッセージ＞ ＜ビジョン＞ | | 記載内容抜粋 | ＜代表メッセージ＞（要約）  これまで当社は創業の3精神に基づき、ICT技術を活用したシステム開発を主たる事業として発展成長してきました。今後は、デジタル化や通信技術の進化などに対応し、社内トランスフォーメーションを進めることで、DXに積極的に挑戦していきます。新プラットフォームを活用した事業展開やDX戦略タスクフォースの取り組みを通じて、先進的なスキルスペシャリストの育成を図り、既存および新規顧客へのアプローチを強化します。社員の自発的イノベーションを促進し、個々の自己実現が可能な社内文化を醸成するために本気で取り組んでいく所存です。  ＜ビジョン＞  イー・アンド・エムは創業以来、ICT技術を基盤としたシステム開発でお客様からの信頼を築いてきました。現在、社会や取り巻く環境は大きな転換期にあり、デジタル技術やデータを活用したDXによる変革が進展しています。このような進化は、イー・アンド・エムにとってリスクと機会の両方をもたらします。技術革新の速度に追従できない場合や、新たな技術やインフラの導入に遅れが生じた場合、競争力が低下しお客様からの評価や信頼を失うリスクが高まります。一方で、デジタル技術の発展や蓄積したナレッジ・ノウハウの活用は、事業の基盤となるプラットフォームを進化させ、より高度なシステム開発や新規事業の展開が可能になると同時に、業務効率化や新たなビジネスモデルの構築といった競争優位性を確立することができます。  DX推進に向けた経営ビジョン  E&Mグループの企業理念を骨格として、様々な場面におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)の重要性を理解し、イー・アンド・エムはシステムインテグレータ・システムサービス企業としてお客様のDXを実現します。お客様のビジネス（業種・技術）を理解し、高度情報化社会における課題を通じて、持続可能な新しい価値の創造に寄与していきます。  お客様の事業・業務知識を絶えず獲得し、未来を起点として必要な技術力を進化させ、お客様の業務の変革に向けた課題に正面から向き合います。お客様の現場に立脚し、新たな価値をお客様と協創することによって、持続可能な業務活動を行うことができる環境づくりを支援します。これがイー・アンド・エムの価値創造ストーリーです。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年 9月 20日に開催された取締役会における決定に基づき、ホームページに公表した資料になります。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXの取り組み」 | | 公表日 | 2024年 9月 20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | イー・アンド・エム株式会社 ホームページ https://www.eandm.co.jp/dx-vision  記載箇所：＜DX推進の取り組み＞ | | 記載内容抜粋 | ＜DX推進の取り組み＞  DX推進戦略  以上の変革・価値創造を実現するために、お客様の課題を解決する社内の能力を高度な課題に効率よく、かつ迅速に提供できるレベルに引き上げること、また事業を通して、積極的にDXに挑戦できるような人材に変革することをDX推進戦略としています。社内システムの刷新及びデータ活用の推進活動から得た知識や経験を、DXプラットフォームやクラウド型サービスの導入支援等、お客様に向けた新たな製品・サービスの創出につなげるよう変革に取り組んでいきます。  具体的な施策  プロセスのDX  ・ プロジェクト管理システムの拡張  既存のプロジェクト管理システムを拡張し、プロジェクトデータの詳細化を通じて進行中プロジェクトを含めた採算状況のタイムリーな把握を実現しました。今後更なる効率的なプロジェクト運営に取り組んでいきます。  ・ 承認ワークフローのデジタル化を実現  クラウドサービスと組み合わせてローコード技術を活用した承認ワークフローを自社開発し、電子帳簿保存法対応を実現しました。AI-OCRの活用など自動化を促進し、ワークフローの適用範囲を拡大することで更なる業務の効率化を実現します。  働き方のDX  ・ 健康チェックデータの共有システムを実現  社員の健康チェックデータを集約活用することで関係者間の迅速な情報共有を実現するDXプラットフォーム(名称:Uconne)を創出したことで、人員調整に必要な業務の効率化を実現しました。  ・ オンラインコミュニケーション、リモートワーク環境の整備  オンラインコミュニケーションのための環境整備、ネットワーク環境整備を継続して実施していきます。  人材育成のDX  ・ 最先端デジタル技術習得  高度DX人材の育成を目的として「DX戦略タスクフォース」を編成し、主流になりつつある技術、不得意な技術 を抽出して技術カテゴリー毎の組織横断のフラットなタスクフォースを編成し活動を推進していきます。生成AI及びDXライセンス取得のタスクを新たに追加し、開発プロセスにおける実践的な活用や高度DX人材の育成を推進しています。  ・ 実践経験の促進  事業での実践、また他企業提携や大学・教育機関との共同研究などの社外交流の場を通じて、知識習得にとどまらず獲得したスキルやコンピテンシーの定着を図り、現場対応能力の高い人材を育成します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年 9月 20日に開催された取締役会における決定に基づき、ホームページに公表した資料になります。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | イー・アンド・エム株式会社　ホームページ  「DXの取り組み」　＜DX推進の取り組み＞ DX推進体制、DX人材育成  https://www.eandm.co.jp/dx-vision | | 記載内容抜粋 | DX推進体制  代表取締役直轄の広報企画部（新規事業部門）がDX推進を担当し、革新技術研究室（R&D部門）と、開発部門を中心としたDX戦略タスクフォース（最先端DX技術の習得）と共に、自社内のDXを進めています。この取り組みの中で得た知見・経験をもとに、新規事業としてお客様のDXに取り組んでいきます。  DX戦略タスクフォース及び革新技術研究室はDX人材育成の役割を担っています。DX戦略タスクフォースは高度DX人材の育成を目的として、選抜した社員の社内教育及び社外教育の実施、DX技術認定資格の取得を促進しています。また、革新技術研究室を中心に他企業提携や大学・教育機関との共同研究を行っています。  DX人材育成  経営ビジョン及びDX戦略に基づく変革の実践を担う人材の育成・確保を推進しています。  基盤となる知識の習得を社内教育で行い、専門や先端スキルについては技術展開セミナーやDX戦略タスクフォースでの研究・学習や、社外講座の受講や自己啓発を支援しています。  推奨する資格や認定制度を社員に提示し、試験合格者は一定のスキルを持つ人材として登録、処遇し可視化しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | イー・アンド・エム株式会社　ホームページ  「DXの取り組み」　＜DX推進の取り組み＞ 環境整備  https://www.eandm.co.jp/dx-vision | | 記載内容抜粋 | 環境整備  自社のDX推進の各施策を達成するために必要なシステムの整備、導入に取り組んでいます。  ・ 既存プロジェクト管理システムの拡張  プロジェクトデータを詳細に記録・参照することで、採算状況のタイムリーな把握を可能にしました。  ・ 承認ワークフローシステムの開発  承認ワークフローを自社開発し、電子帳簿保存法対応するとともに、承認ワークフローシステムの適用範囲を拡大することで、業務の効率化を実現します。  ・ 健康チェックデータの共有システム開発  社員の健康チェックデータを集約活用し、効率的な人員配置を可能にしました。  ・ オンラインコミュニケーション環境整備  社内外とのオンラインコミュニケーションを推進するためTeams及びZoom利用環境を整備しました。  ・ リモートワークのためのネットワーク環境整備  リモートワークに対応するためネットワーク設備の増強を行い環境を整備しました。  ・ 生成AIの利用環境整備  AI技術を活用し業務への利用機会を促進するために、生成AIの利用環境を整備しました。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXの取り組み」 | | 公表日 | 2024年 9月 20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | イー・アンド・エム株式会社 ホームページ https://www.eandm.co.jp/dx-vision  記載箇所：＜DX推進の取り組み＞ DX推進指標 | | 記載内容抜粋 | DX推進指標  イー・アンド・エムのDX推進の実効果を測るために、以下の指標を設定しています。  ・ 新規事業展開（DXプラットフォーム）活用事業新規地域  自社のDX推進活動の実施により得られた新規事業への効果を確認します。  ・ DX技術認定資格保有者  人材育成施策によって向上した能力を確認します。  ※月次経営会議にて進捗状況の確認、成果の評価、課題対応を行っています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年 9月 20日 | | 発信方法 | イー・アンド・エム株式会社 ホームページ  「DXの取り組み」＜代表メッセージ＞  https://www.eandm.co.jp/dx-vision | | 発信内容 | 発信者は、実務執行総括責任者である代表取締役社長になります。  ＜代表メッセージ＞  これまで当社は創業の3精神を踏まえて、ICT技術を通したシステム開発を主たる事業として、顧客先からの評価信頼を勝ち得て発展成長して参りました。一方で、このネットワーク社会はデジタル化の進歩と合わせて、5Gなど通信技術をはじめとする各種インフラの高度進化、そして、将来の量子コンピュータを睨んだコンピュータ機能そのものの大革命も待ち構えています。  また、社会では情報伝達の方法や受信嗜好が、従来の限られたマスメディア等から解放され、自由闊達かつ多様個性的な情報収集の可能性が加速しています。以上のようにテクノロジー、及び社会トレンド両面において、DXに向けた諸々の準備が必然として整い進んでいる中で、当社としては、主体事業そのものの社内トランスフォーメーションを展望とします。  レガシー業務を踏まえて、自社の強みを活かしながら内発的動機付けの意味からも、DXに対して積極的に挑戦する方針・方向性を、頻繁に社内展開し、周知共有を図ります。  「新プラットフォームを活用した新事業展開」、「DX戦略タスクフォース」等の取り組みなどの活用奨励を通して、部署横断的に先進的スキルスペシャリストの育成を図ります。業務面からは、既存顧客先をはじめ新規顧客へのアプローチを通して、上記スキルの試行機会を模索挑戦する案件プロジェクトを獲得し、事業価値の進化に向けて、その投資意識を理解共有します。  思考発想の転換を心掛け、自発的イノベーションを起こせる組織づくりを通して、社員個々の自己実現が叶う社内文化醸成に向けて本気で取り組んでいく所存です。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年　10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイト（https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html）より入力し、提出しております。  年間を通して随時課題を整理し、毎年10月には課題レビューを開催して、課題に対する組織編成・年間計画を立案しています。当社は事業全体がDX改革を提供・実現する立場となるため、顧客認識（満足度）との乖離が発生しないよう常に課題が整理されております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2006年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ基本方針を当社ホームページで公表しています。 （https://www.eandm.co.jp/isp/）  サイバーセキュリティ含めた情報セキュリティを重要な経営課題に位置づけ、全社横断の情報セキュリティ委員会を中心とした情報セキュリティマネジメントシステムを構築・運用しております。情報セキュリティ教育については、入社時及び毎年従業員全員が受講しています。また、毎年の自己監査・内部監査の実施および認証審査での指摘事項・コメントを確認することにより情報セキュリティの課題やリスクを特定し、対策を立案・実施しております。  2008年 5月にはISO27001(ISMS)認証を取得し、毎年審査を受けて認証を維持しております。  https://isms.jp/lst/ind/CR\_JQA-IM0560.html  当社はまた、個人情報保護方針に基づいた、個人情報保護マネジメントシステムを運用しており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定を受けております。2006年 4月に認定を受け、2年ごとに更新審査を受けて認定を維持しております。  https://entity-search.jipdec.or.jp/pmark  登録番号 10821247  セキュリティ対策自己宣言（SECURITY ACTION）の二つ星を、2017年10月13日に宣言しました。  https://www.ipa.go.jp/security/security-action/activity/list/sa-list\_tokyo.pdf |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。